

平成30年 京都市立高野中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである

本方針は、国における検証（課題意識）及び基本方針の改定・本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策の概要より、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

いじめ対策委員会・生徒指導委員会

[実施予定] 月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構 成 員] 学校長 教頭 （主幹教諭） 生徒指導部長 補導主任 生徒会主任 特別活動主任
関係学年主任 関係学級担任 養護教諭 教育相談主任 スクールカウンセラー

- [内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断したら組織で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
 - ・年度当初の全校集会で生徒に方針や役割などを説明し構成員の周知を行う。

生徒指導連絡会（補導部会）

[実施予定] 週1回（金曜4限）

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年補導係
養護教諭 教育相談主任 スクールカウンセラー

- [内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断したら組織で問題解決まで被害・加害双方

に対し指導・支援を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

①学習環境の整備

- ・教室内外や校舎周り等，学校敷地内及びその周辺も含め，施設・設備が美しく整った状況を保つことは，生徒が心地よさを感じ落ち着いて学校生活を過ごせるための基本的なことがらと言える。そのため，日頃から，いたんだ箇所の速やかな修繕や整った掲示物，花壇の草花の手入れ等の環境整備を行う。

②授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し，その計画のもと指導を徹底し，生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ，すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め，授業のユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業実践を行うとともに，生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間，校内研究授業，支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

③道徳教育・人権教育の充実

- ・生徒の道徳的实践力を育むため，道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し，保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど，家庭や地域社会との共通理解，連携を深め，道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため特段年3回，生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また，日曜参観で道徳の授業を行い，生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度，資質や能力を育む。
- ・人権教育の推進生徒や保護者・地域の実態を十分把握し，次の4つの視点から人権教育を推進し，いじめ防止の基礎とする。

○人権としての教育

教育を受けること自体が重要な人権であるという認識に立ち，生徒が「生きる力」を培う豊かな教育を保障する。

○人権を通しての教育

学校教育全体を通して，生徒が人権の大切さを日常的に感じ学習する環境をつくる。

○人権についての教育

生徒が人権についての理解・認識を深め，人権を守る意識や態度を育み行動できる力を培う。

○人権のための教育

学校教育全体を通して，すべての人々の人権が尊重される社会を実現し，その社会を担い得る生徒の育成を目指す。

④生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに，集団生活や集団活動の楽しさを実感し，集団の一員としての役割を担い，責任を果たす中で，自分への自信を培い，自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間，特別活動と道徳の時間との関連を図り，道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

⑤生徒同士の絆づくり

- ・学級は、個々の生徒にとって、学校生活の基本となるものである。学級活動は、学級や学校での生活をよりよいものとするため、話し合いをしたり協力して実践したりする場である。これらのことを通じて、課題解決のため生徒同士で協力しながら主体的に実践することの良さを感じさせる。
- ・「体育祭・文化祭」をはじめとする各種学校行事において、それらをよりよいものしていくために学年や学級の生徒で協力して活動する中で、集団への所属感や連帯感を深めるとともに、個々の行事等の意義や活動を行うために必要なことを理解して、主体的に考え実践できる力を育てる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

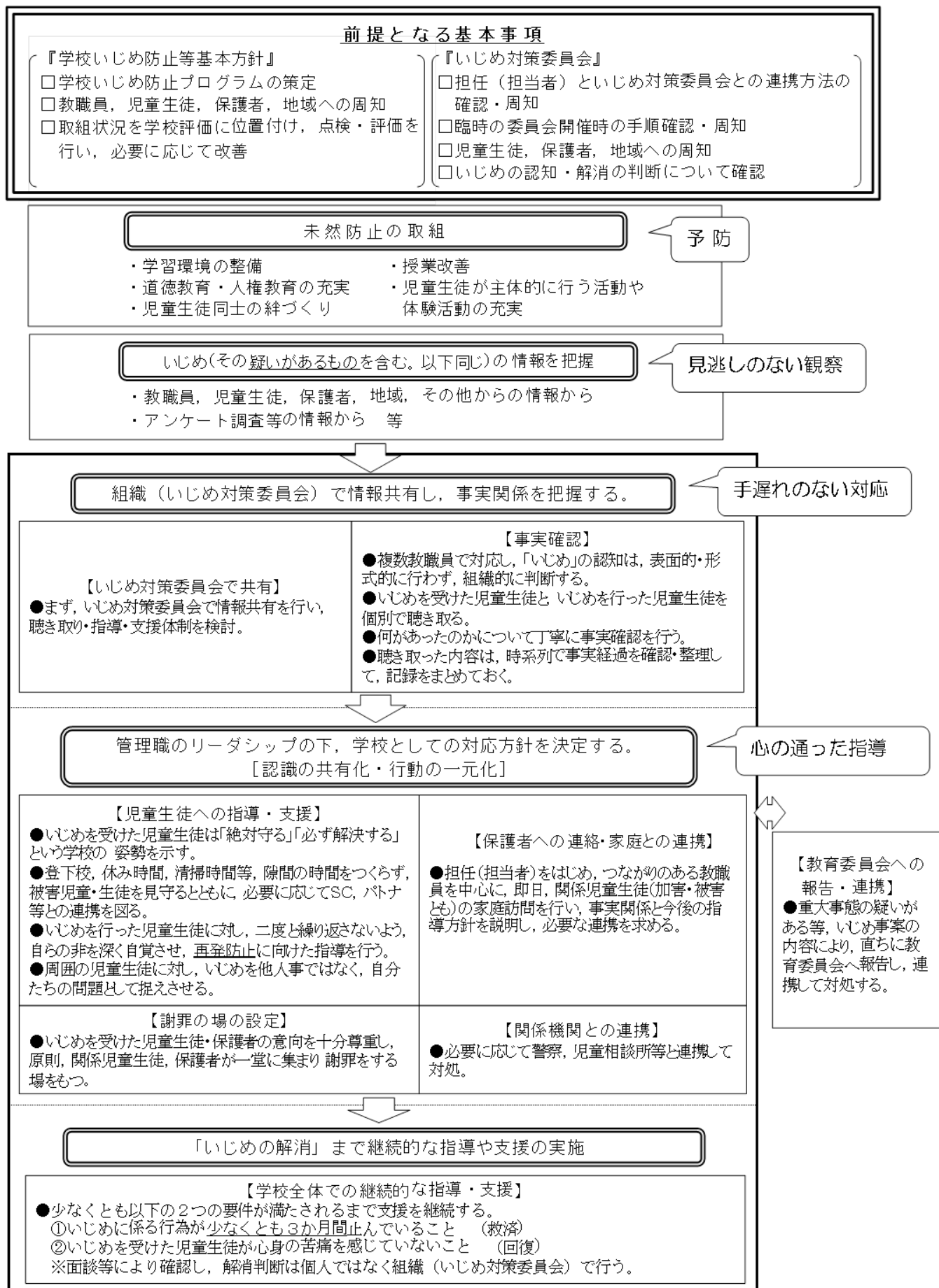
- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・日常の生徒観察に加えクラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）といじめに関する記名式アンケートを年3回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適切な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

○基本的な考え方

- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

○いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応



○インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

○「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・加害生徒から被害生徒への謝罪が行われたからと言って、すぐに「いじめの解消」とは言えないことも考えられる。「いじめの解消」とするには、次の2つの要件が満たされていることが必要である。すなわち、①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。ただし、いじめの状況によってはさらに長期間の見守りが必要な場合もある。②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒が安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、被害生徒を徹底して守り、安心・安全を確保する。そのために、学級担任だけでなく、当該生徒に関わるすべての教職員が連携して見守りを行い、再発防止に努めるものとする。また、「いじめの解消」までの見守り活動については、定例のいじめ対策委員会（生徒指導補導部会）で随時確認するとともに、解消の認定もいじめ対策委員会の場にて行うものとする。

（4）教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
 - ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- （※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用）
- ・定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

いじめの防止等に当たっては保護者の責務や市民、事業者の役割も大きい。とりわけ、子どもからいじめの相談を受けた大人が子どもの努力を丁寧に受け止め対応することは、個々のいじめ事案を解決するうえはもとより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる社会の構築にとっても重要である。そのことを踏まえて、担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害・被害・とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

保護者の啓発として、「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。また、様々な機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか？』と同等、『他の子どもをいじめていないか？』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

5 重大事態への対処

- ・第1号、第2号等の重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用

その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

【第1号】いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

【第2号】いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒が相当の期間（30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある認められるとき。

6 年間計画（予定）

- ・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。
- ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」 「いじめに関して、気になる生徒の共有①」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会 ・生徒会目安 BOX 設置 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校説明会で保護者啓発 ・授業参観 ・学級懇談会 ・学校運営協議会 or 学校評議会①
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有②」	・憲法月間の講話「いじめの問題」について 【1年】校外学習 【2年】職場体験 【3年】修学旅行	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・教育相談の実施①	・家庭訪問週間 ・PTA 総会
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・休日参観 ・学年懇談会 ・道徳公開授業

7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	【1～3年】ケータイ教室 【1～3年】非行防止教室 【3年】薬物乱用防止教室 ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・サマースタディ ・学年集会		・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」	・生徒会リーダー講習会 「いじめのない学校にするために」	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・地域パトロール
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」	・文化祭、体育祭に向けての取組 ・文化祭		
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」	・体育祭	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②	・学校評価の実施 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会 or 学校評議会②
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」	・小中児童生徒会交流会 ・小中部活動体験	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有② ・教育相談の実施②（3年進路相談）	・進路保護者会 ・入学説明会
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・小中連携授業参観① ・学年集会		・三者懇談会

1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携授業参観② ・小中連携の情報の集約について		・家庭地域教育講座
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」		・第3回クラスマネジメントシートの実施，学年集約と共有③	・学校評価の実施
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校運営協議会 or 学校評議会③

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員，児童生徒，保護者，地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け，点検・評価を行い，必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒，保護者，地域への周知

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員，児童生徒，保護者，地域，その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し，事実関係を把握する

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず，いじめ対策委員会で情報共有を行い，聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し，「いじめ」の認知は，表面的・形式的に行わず，組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と，いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は，時系列で事実経過を確認・整理して，記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下，学校としての対応方針を決定する。

「認識の共有化・行動の一元化」

心の通った
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校，休み時間，清掃時間等，隙間の時間をつくらず，被害児童・生徒を見守るとともに，必要に応じて S C，SSW，パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し，二度と繰り返さないよう，自らの非を深く自覚させ，**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し，いじめを他人事ではなく，自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ，つながりのある教職員を中心に，即日，関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い，事実関係と今後の指導方針を説明し，必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等，いじめ事案の内容により，直ちに教育委員会へ報告し，連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し，原則，関係児童生徒，保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察，児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間止んでいること**（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し，解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

